

議案第 1 1 8 号

飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について

飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法に規定する高齢者部分休業制度を導入するための制定

飛驒市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を減額して支給する。

(承認の取り消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申し出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について							
担当部	総務部							
提案理由	地方公務員法に規定する高齢者部分休業制度を導入するための制定							
制定改廃の根拠等	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入するため、制定するもの。							
条例の概要	<p>【制定の背景等】</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が引き上げられる。</p> <p>定年引き上げに併せて導入される定年前再任用短時間勤務制の他、高齢者部分休業制度を導入することで、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため制定するもの。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、定年退職日までの期間について、当該職員の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認することができる。</p> <table border="1" data-bbox="395 1218 1362 1456"> <tr> <td>承認可能時間</td> <td>職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位とする。</td> </tr> <tr> <td>制度利用可能年齢</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>勤務しない時間について、減額して支給</td> </tr> </table>		承認可能時間	職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位とする。	制度利用可能年齢	60歳	給与	勤務しない時間について、減額して支給
承認可能時間	職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位とする。							
制度利用可能年齢	60歳							
給与	勤務しない時間について、減額して支給							
市民への影響等	特になし							
施行日	令和5年4月1日							
備考								